商品概要説明書
わかば職域サポートローン

２０２６年４月１日現在

ご利用いただける方(借入条件)	次の条件を満たしている個人を対象といたします。 ・当金庫の「職域サポート制度」導入に合意した事業所の経営者および従業員の方（パート・アルバイト等の非正規社員の方もご利用いただけます。） ・当金庫の会員、または会員資格を有し、申込時年齢が満 20 歳以上の個人の方 ・安定継続した収入のある方 ・(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方
お使いみち	・申込人または申込人の家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫、兄弟）が必要とする次の資金。 ①自動車関連資金（オートバイ、自転車を含む） 購入資金(購入にかかる税金･保険料等も可)、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用 ②教育関連資金 ・就学する学校等への納付金（最長 1 年分） ・就学にかかる付帯費用（最長 1 年分、100 万円以内） ※申込日時点で支払日から３ヵ月以内のものに限り支払済資金も可 ③住宅・リフォーム関連資金 不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用 ※上記に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も可（ただし、上記と合わせた申込みで 100 万円以内） ※売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時点で支払日から３ヵ月以内のものに限り支払済資金も可 ・申込人が自動車関連資金、教育関連資金、住宅・リフォーム関連資金を使途として、当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ※当金庫の基金保証付ローンについては、職域サポートローン、カーライフプラン、教育ローン、リフォームローン、無担保住宅ローン（いずれもプライム（リピート）、エコを含む）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）に限ります。 ただし、次のいずれかに該当するものは対象となりません。 ・個人間売買による購入費用 ・支払先が、申込人またはその配偶者、親（配偶者の親を含む）、子が営む法人・自営業先 ・支払済資金（上記②教育関連資金、③住宅・リフォーム関連資金は除く）
ご利用限度額	・1 万円以上 1,000 万円以内(1 万円単位)
ご利用期間	・変動金利型 ６ヵ月以上 15 年以内(1 ヵ月単位)
ご融資利率	・当金庫所定の利率とさせていただきます。

稚内信用金庫

商品概要説明書
わかば職域サポートローン

２０２６年４月１日現在

ご融資利率	≪変動金利型における金利変動の基準と頻度≫ 借入後の利率は、ご利用期間が５年以内の場合は当金庫中期最優遇貸出金利の、５年超 10 年以内の場合は当金庫長期最優遇貸出金利の、また 10 年を超える場合は当金庫超長期最優遇貸出金利の変更に伴い、その変動幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。 変更後の新利率は、ご利用期間が５年以内の場合は当金庫中期最優遇貸出金利の、５年超 10 年以内の場合は当金庫長期最優遇貸出金利の、また 10 年を超える場合は当金庫超長期最優遇貸出金利のそれぞれの改定日から１ヵ月後の応当日を経過し、最初に到来する約定返済日の翌日以降に適用させていただきます。
ご返済方法	・毎月元金均等または元利均等割賦返済（６ヵ月以内の元金返済据置可） ※融資金額の 50%以内の金額については、６ヵ月ごとのボーナス返済併用もご利用いただけます。
保証人・担保	・㈠しんきん保証基金が保証いたしますので保証人、担保は必要ございません。
保証料	・㈠しんきん保証基金が定める保証料は、ご融資利率に含まれます。
返済試算額の入手方法	・返済額の試算は、窓口またはホームページでご照会ください。
手数料	・別紙「貸出条件変更等に伴う手数料一覧表」の通りの手数料が必要となります。
苦情処理措置 紛争解決措置	＜苦情処理措置＞ 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法令等遵守委員会(9時～17時、電話: 0162-22-0625)にお申し出ください。 ＜紛争解決措置＞ 札幌弁護士会(電話:011-251-7730)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記法令等遵守委員会、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話:011-221-3273)または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京の三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫法令等遵守委員会にお問合わせ下さい。
その他	・お申込みに際しては、事前に審査をさせていただきます。 結果によってはご希望に添えない場合もございますので予めご了承下さい。 ・お使いいただく資金については、原則支払先へお振込いただきます。 ・現在のご融資利率につきましては、窓口へお問合わせ下さい。

稚内信用金庫